

## 国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予について

災害等により資産に重大な損害を受けた場合や、事業もしくは業務の休廃止または、失業により収入が著しく減少した場合など、特別な理由で一時的に医療機関の窓口で支払う一部負担金を支払うことが困難な場合、箱根町国民健康保険にご加入の方に、医療費の一部負担金を減額・免除、徴収猶予する制度があります。

### 【減免の対象になる特別な理由】

- 1 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、心身障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- 2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- 3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- 4 1～4に該当する理由に類する事由があったとき。

### 【減免の条件】

#### (免除)

- ・災害のため、家屋及び家財の資産に100分の70以上の損害を受けたとき。
- ・該当世帯の実収月額（生活保護法の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額）が基準生活費（生活保護法による保護の基準に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算出した額）の1.15倍以下のとき。

#### (減額)

- ・災害のため、家屋及び家財の資産に100分の30を超える損害を受けたとき。
- ・実収月額が、基準生活費の1.15倍を超え、かつ、基準生活費の1.30倍以下のとき。

#### (徴収猶予)

- ・免除・減額に該当する世帯のうち、6か月以内に一部負担金の納付ができる見込みのあるとき。

### 【減免の期間】

- ・減免の期間については、申請月を含めて3か月以内です。  
※ただし、必要に応じて再度の申請によりさらに3か月まで間で延長できます。
- ・徴収猶予の期間については、申請月を含めて6か月以内です。

### 【申請手続き】

事前に保険年金課へ申請書と必要な書類等をご持参ください。

- ・被保険者証
- ・申請書（医療機関の証明が必要となります）
- ・同意書
- ・収入申告書
- ・資産申告書
- ・家賃・間代・地代証明書
- ・り災証明書など（申請理由が災害などによる場合）
- ・離職証明書・倒産証明書など（申請理由が失業の場合）
- ・世帯主と被保険者の給与支払明細書など収入の状況がわかるもの（直近のもの）
- ・世帯主と被保険者の預金通帳
- ・印鑑（世帯主の印※認印可）